

STEP 1

そもそも「貧困」とは？

貧困はなぜ、見えにくいのでしょうか？
貧困と社会について、
考えてみましょう。

Q あなたはどのような状態を「貧困」だと思いますか？

Yes ? or No ?

- A**
- ① 餓死
 - ② ホームレス
 - ③ お金がないので進学できない

 p.24

子どもの貧困の定義とイメージ図の試み

子どもの貧困とは

「子どもの貧困」とは、子どもが経済的困窮の状態におかれ、発達の諸段階におけるさまざまな機会が奪われた結果、人生全体に影響をもたらすほどの深刻な不利を負ってしまうことです。

人間形成の重要な時期である子ども期の貧困は、成長・発達に大きな影響をおよぼし、進学や就職における選択肢を狭め、自ら望む人生を選び取ることができなくなる「ライフチャンスの制約」をもたらすおそれがあります。「子どもの貧困」は、子どもの「いま」と同時に、将来をも脅かします。

これは、個々の親や家庭だけでは解決が難しい重大な社会問題です。

● 貧困の中心は経済的困窮 ●

貧困の中心にあるのは、「生活資源の欠乏（＝モノがない）」です。現代の日本においては主に「お金がない」という経済的困窮が重要な位置を占めます。

● 複合的困難と蓄積する不利、チャンス・関係性を奪う ●

「お金がない」という問題は、経済的な次元を超えて、さまざまな不利と結びつきます。基本的な生活基盤である衣食住、いのち・健康を守るための医療、時間的・心理的なゆとり、余暇活動・遊びにおける多様な体験、適切な養育・学習環境などのさまざまな局面において、家族の状況が大きく関係します。

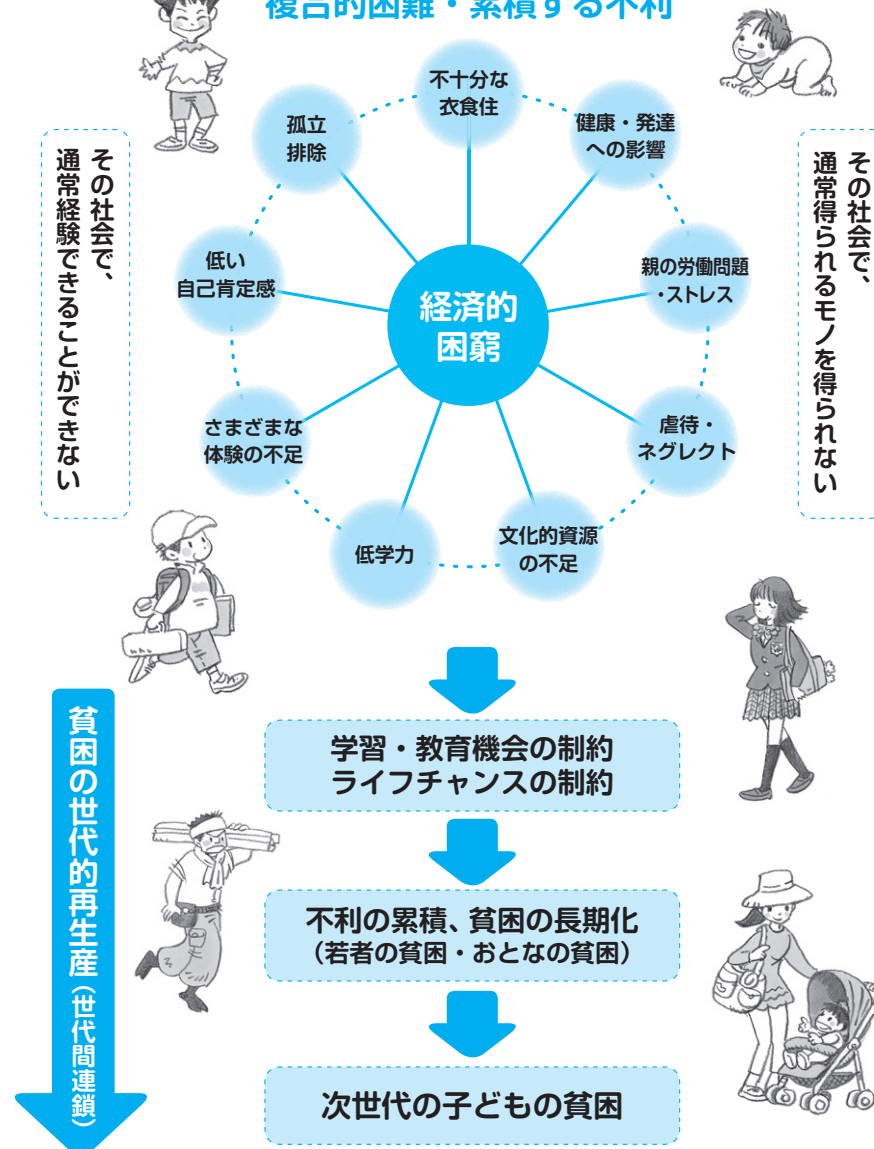
貧困は、子どもに複合的な不利をもたらし、能力の伸長を阻み、希望を失わせ、可能性と選択肢を奪い、人や社会との関係性を断ち切っていきます。

● 世代的再生産（世代間連鎖） ●

貧困の影響はヨコに広がる（複合的不利）だけでなく、タテにも広がるおそれがあります。子ども時代の貧困がおとなになっても解消されず、次の世代の子どもまでもが継続して貧困状態におかれる「貧困の世代的再生産（または世代間連鎖）」が危惧されます。

子どもの貧困イメージ図

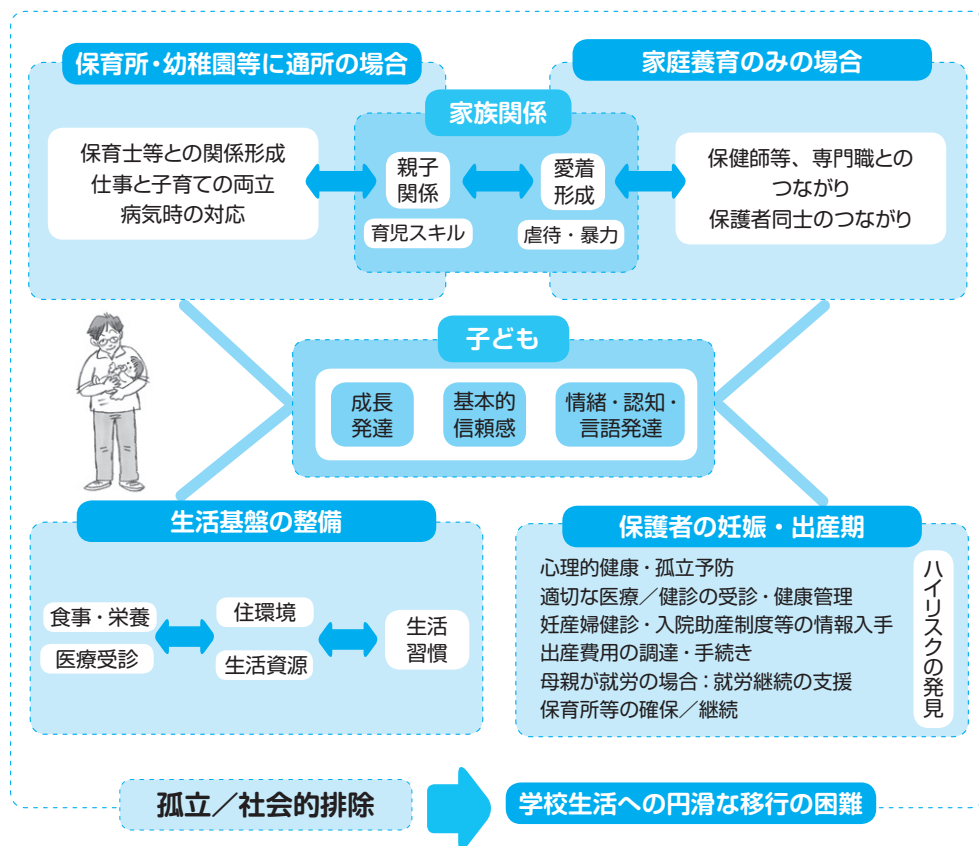
複合的困難・累積する不利



小西祐馬●長崎大学

初出：秋田喜代美・小西祐馬・菅原ますみ編著『貧困と保育』かもがわ出版、2016年

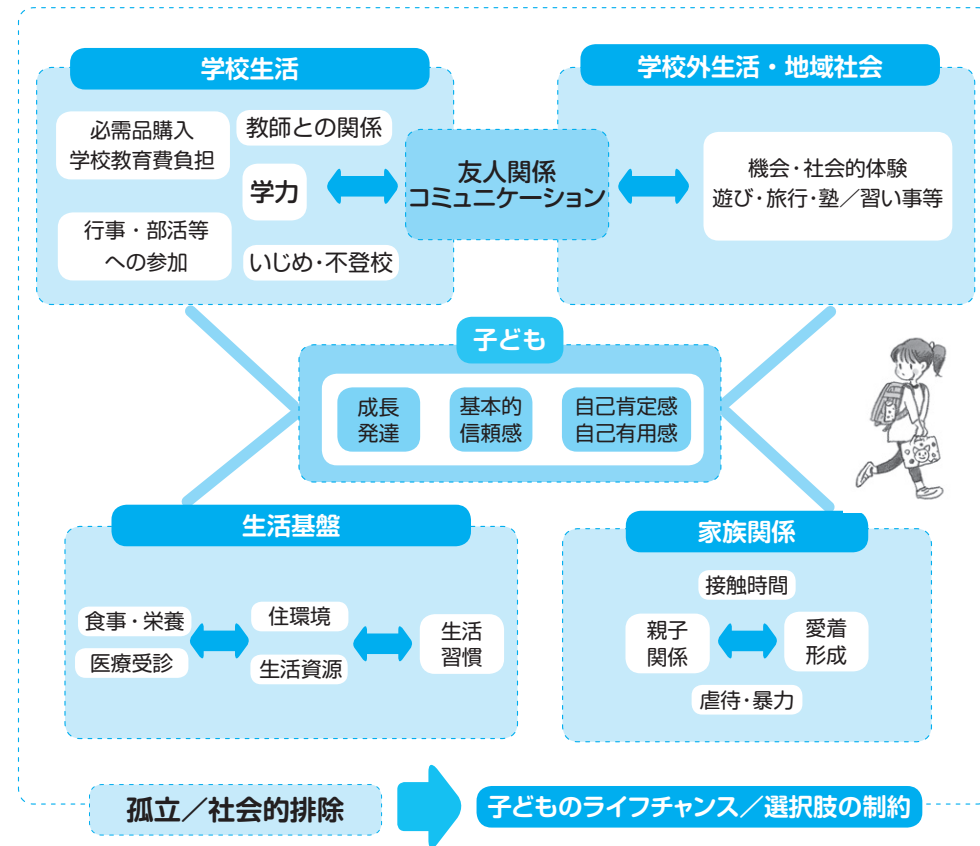
乳幼児期



子どもの貧困対策では、妊娠・出産期からの切れ目のない支援策が重要です。母子保健や周産期医療の分野では、ハイリスク状態にある妊産婦への対応策が講じられています。その背景に貧困があれば、福祉施策との連携が必要です。

乳幼児期は、愛着の形成、人への基本的信頼感や生活習慣の形成をはじめとした心身の発達にとって、特に重要な時期です。生活困難を抱える家庭にとって、保健師や保育士などのサポートや保護者同士のつながりが、親子を支え、孤立を防ぐ「とりで」になります。

義務教育（小・中学校）期



義務教育期には子どもの社会関係が広がります。放課後や学校休業中に子ども同士で出かける機会が増え、家族や地域でさまざまな文化的体験を享受する時期です。貧困状況にあることによって友人関係や参加の機会が妨げられていくと、学校生活や地域社会のなかで孤立を深めていってしまいます。学校が、子どもにとっての安心で安全な居場所になることによって、貧困による不利を緩和できます。

また、学校教育費の私費負担や、塾・習い事など学校外教育費もかかります。家庭の経済格差が子どもの将来の選択肢を制約しないよう、支援策が求められます。

湯澤直美・立教大学

相対的貧困という考え方

「子どもの貧困」という特別な貧困があるわけではありません。貧困は貧困なのです。この貧困が子どもにとってどのような不利・困難として立ち現れるのか、子どもに関わる政策や実践は貧困の緩和や解決のために何をしなければならないのか、こうした点を考えるために、「子どもの貧困」ということばがあります。

子どもの貧困は貧困！
おとなの貧困、
みんなの貧困、
社会の貧困！

子どもの貧困を見る視点を整理するために、まず、貧困という概念それ自体を考えてみましょう。

貧困ということば

貧困の定義は、論争的なことです。研究者のあいだでも厳密に一致した定義があるわけではありませんが、広く受け入れられているのは、「社会生活をいとなむための『必要』を充足する資源の不足・欠如」という考え方です。つまり、人間が生きていくためには「必要なもの・こと」があるというあたりまえのことを出発点におき、それが充足されないことを貧困と考えるわけです。

市場経済の社会では、「必要」を充足する際に「お金で買う」という方法が広く取られますから、現実には「お金がない」ことが貧困と大きく関わります。

必要な「こと」とは、
例えば、教育やケア、
お世話するとい
ったことなどです

絶対的貧困と相対的貧困

では、「必要」の水準や内容は、どのように考えればよいでしょうか。この点は大きな研究上の論争点です。これは古くから、生理的な再生産のための「必要栄養量」を基礎に考えられてきました。貧困のイメージとして広く共有されている「食べるものがなくて飢える」という状態は、この考え方によっています。これを「絶対的貧困」といいます。この水準は社会や文化、歴史

の段階で大きく変化せず、イメージしやすいという特徴があります。

ただ「絶対的貧困」で想定される水準は、「生活」というよりは、むしろ「生存」に近いかもしれません。

しかし、人間の生活は常に社会生活としていとなまれるので、社会に参加して社会の一員として生きるという生活を想定して、そのための「必要」を考えるべきでしょう。すると、この内容や水準は、その社会の一般的な生活様式や習慣によって決まる性格をもつことになります。このような「社会的、相対的に定義される『必要』」を欠く状態を「相対的貧困」といいます。この考え方は比較的新しいのですが、今日、研究者のあいだで広く受け入れられ、国際的にも定着しています。

本書でもこの観点に立っています。例えば「お金がなくて修学旅行に行けない」という状態は、相対的貧困という考え方になつてはじめて、貧困と認識されます。

誤解されがちなのですが、「相対的貧困」は「絶対的貧困」に比べて「ましな貧困」という意味ではありません。「必要」を生理的水準の観点から考えるか、社会生活の観点から考えるかという点に大きな違いがありますが、いずれにしても「必要を欠く」という状態であることに変わりはありません。

例えば、社会参加の機会が狭められ、希望を失って心身の健康を損ね早期の死に至るということは、相対的貧困の観点から考えると深刻な貧困の現れですが、これは「ましな貧困」でしょうか。

また、今の日本に「絶対的貧困」がないということでもありません。例えば、路上での生活を強いられている人が存在し、多くの場合栄養状態が悪く健康を壊しているという事実は、貧困の現れそのものです。世界的に見ても先進国の問題を考えるうえでも、双方とも重要な観点なのです

貧困を可視化する概念

「必要」の社会的性格を例を出して考えてみましょう。例えば新聞。新聞が

社会・家族と貧困

格差・不平等と競争

格差・不平等の緩和は、貧困対策の大前提

貧困は、社会における格差・不平等と密接な関係があります。例えば、労働条件の格差は所得の格差を生み、それが大きいほど貧困は深刻になります。機会の不平等は結果の不平等を招き、それが次の機会の不平等を生み、貧困をより固定的にしていきます。したがって、「反貧困」政策と実践は、格差・不平等の緩和・是正の一環として考える必要があります。格差・不平等を問題にしない社会では、貧困の解決は難しいのです。

ところで、社会における競争が激しいほど、貧困は「競争に耐えられない／負けた」個人の資質や能力、努力の問題として理解されます。こうした個人に問題を還元する理解は、社会のあり方から目をそらし、貧困に陥った人が悪い／能力の低い私が悪い、といった考えを通して人を苦しめます。

競争を制御し人々の共同を基礎におく社会が、貧困に対する抵抗力のある社会なのです。

人々の共同する社会こそ、貧困に抵抗力のある社会

生活保障制度と民主主義社会

日本国憲法第25条には、「すべて国民は健康で文化的な生活を営む権利を有する」と規定されています。

●日本国憲法25条(生存権保障)

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

この規定を支えに、貧困を防止するための社会保障・社会福祉制度がつく

ら栄養は摂取できません。一方、今日の社会は、選挙など市民が政治に参加してつくるものです。そのためには社会で何が起こっているか、それぞれの市民が知っていなければなりません。そうすると、情報を得る手段としての「新聞」は「必要」です。「貧しい人に新聞(情報)は不必要だ」という考えは、社会参加を阻害し、ひいては民主主義という仕組みの否定になりますから。現在では、スマホなどでのインターネットへのアクセスも、同じように考えられるでしょう。

相対的貧困という考え方は、こうした「必要の社会的性格」を基礎においています。

相対的貧困は、想定される「必要」は歴史的、社会的に変化するので、絶対的貧困に比較してわかりにくいという弱点があります。したがって、貧困の議論には、今の社会でぜいたくではないが望ましい生活とはどのようなものか、という人の暮らし自体への関心が不可欠です。

みんなが誇りをもって生きる社会を考えるためのことば

逆に言えば、貧困を問題にするということは、誇りを保って社会に参加できる生活とはどのようなものか、それをすべての人に保障するためにはどうすればいいかということ、社会全体で考えるということなのです。飢え死にするかどうかだけを見ていては、見えない問題があります。相対的貧困は、貧困を見えるように可視化する概念なのです。

松本伊智朗●北海道大学

られてきました。こうした生存権の保障は、自由権と同様に基本的人権の中心にあるものです。貧しい人、社会的に不利な立場にある人の生活が守られ、それぞれの人生をつくっていく機会を保障することなしに、その人たちの自由権が守られることはありません。すべての人に平等に自由を保障するためには生存と生活が保障される必要がある、こうした考えは歴史のなかで生み出され、広く受け入れられてきました。

つまり、今日の貧困の特徴は、人は貧困から守られるべきであるという考えが広く受け入れられ、広範な防貧制度があるにもかかわらず生み出されている、という点です。この点が「昔の貧困」との大きな違いです。したがって、貧困の理解には、こうした制度が機能しているのか、欠陥や不備はないか、という観点が必要です。

また、貧困であろうとなかろうと、今日の一般的な生活は、福祉や医療、教育といった公的な生活保障制度を組み込んで成立しています。例えば、医療保障制度は疾病を原因とする貧困を防止する機能をもち、私たちは医療保障制度を前提にして日々を暮らしています。ですから、こうした制度が後退すること、あるいは制度から排除されることは、貧困の原因となります。生活や貧困の理解には、現実の生活保障制度の批判的検討が不可欠なのです。

ところで、貧困は可能性の制限をもたらし、実質的な自由を制約します。貧困を問題にすることは、近代社会が培ってきた自由・平等という価値に照らして「容認できない不平等」はなにか、ということをお問うことです。別の言葉を使えば、不利を負った人の不利が軽減される、公正な社会を構想することです。不利を放置し格差が拡大すると、やがて社会が分断され荒廃します。つまり、貧困の放置は、社会の持続性を損ねます。

これは民主主義という制度の基本問題です。貧困は「かわいそうな誰か」の話である以上に、民主主義を損ねる社会問題なのです。

貧困問題は、民主主義制度と社会の持続性に関わる社会問題

家族依存とジェンダー不平等

一般的に、子どもの貧困は子育て家族の貧困を背景にもちます。子どもの状態は家族に依存するからです。しかし、この家族依存の程度は、社会によって異なります。子育てと教育にかかる費用負担や子どもの世話が家族に集中している社会と、社会の構成員で負担を分かち合う社会。前者のような家族依存の強い社会は、親の貧困が子どもの不利を招きやすい構造をもちます。加えて「子育ての全責任は親にある」といった規範が強い社会では、子どもの貧困は「親の責任」の問題として理解され、社会問題としての貧困が見えにくくなります。

子育てを「親の責任」とする社会では、貧困は見えにくい

日本は、子どもの貧困を生みやすい社会

また、子どもの養育負担が母親に集中し、かつ女性が社会的・経済的不利を負う社会では、母子世帯の貧困リスクが高まります。これは母親の人生の可能性を制限すると同時に、子どもの貧困の要因となります。

日本は、子育ての家族依存が強く、ジェンダー平等が達成されていない社会です。これは、子どもの貧困を生みやすい構造をもった社会だということです。

この構造は、ますます強まっているかもしれません。子育てと教育の負担（世話と費用調達の双方）をみなで分かち合う社会、ジェンダー平等を達成する社会を目指すことが、子どもの貧困対策の基本です。

ジェンダー平等社会の実現は、子どもの貧困対策の基本

松本伊智朗●北海道大学

子どもの貧困の現れ方

子ども期の特徴と貧困

子どもの貧困は、貧困の一側面です。「おとなの貧困」を放置し「子どもの貧困」のみ取り上げるような問題の分断は、解決につながりません。ただし、貧困は、年齢、性別、障害、人種などといった社会的区分によって、その現れ方や経験のされ方が異なる側面があります。したがって、子どもの貧困の具体像は、子どもという時期の特徴と関わって理解する必要があります。

前述の家族依存のほかに、以下に仮説的に整理します。

● 子ども期の特徴を考える

1 身体的脆弱性 特に低年齢であるほど脆弱性が高く、健康維持のための他者への依存が高い。貧困が疾病や不健康として経験され、場合によっては生命の危機を招く。

2 成長と発達過程にあること 貧困が成長と発達の障害、不利として経験されやすい。この過程は他者との関係的側面を含む環境要因と、子ども・若者の日常的な経験の蓄積・質に規定される。

3 学校制度との関わりが深いこと 教育・学習過程が市場化され選別的であるほど、貧困が学校・教育からの排除と教育達成の不利として経験される。

4 アイデンティティ形成の時期であること 特に思春期から若者期にかけては、アイデンティティ形成にとってたいへん重要な時期。貧困にともなうスティグマが、より負の側面に作用する。また、教育達成の不利と選択可能性の制限が、意識と意欲の形成を制約する。

こうした整理をすることで、子ども政策と実践の課題が明確になります。「反貧困」という観点で子どもの領域で何ができるか、この点が重要です。

子ども期の特徴をよく理解することが
だいじ!

貧困の世代的再生産（貧困の連鎖）

貧困は人の可能性を制限し、直面する不利や困難に対処する選択肢を狭めます。結果として不利や困難が増幅され、貧困が固定化されます。貧困は一時的・経過的な場合もありますが、長期的・固定的になりやすい性質をもっているのです。長期的な貧困は人間の健康を損ね、希望を奪います。子どもや若者にとって、希望が奪われるほどつらいことがあるのでしょうか。

希望なしには
生きられない!

貧困が子ども期から成人まで継続し、結果として世代を超えて長期に固定化されることを、「貧困の世代的再生産」と呼びます。「貧困の連鎖」という

表現も多く見られます。これは最も深刻な貧困の形のひとつで、重要な政策的、実践的課題です。

この問題を考える際に重要な点を、いくつかあげてみましょう。

貧困の世代的再生産
(貧困の連鎖)は、
最も深刻な貧困の形

● 貧困の世代的再生産を考える

1 社会的過程としてとらえる 家族の貧困を起点として、貧困にともなう不利が次の不利を招き、子どもが成長する途上の実質的な選択可能性が制約され、社会生活を開始する時点の不利と貧困が生み出される社会的過程として把握すること。親の貧困が直線的に子どもに「連鎖」するのではなく、貧困の結果である不利が次の貧困を生み出す（再生産する）過程なのです。

「貧困家庭の子どもは貧困になる」といった宿命論的な理解を超えて、1つひとつの不利を緩和する政策と実践が重要です。

2 若者の貧困を視野におくこと 若年層の失業率の上昇と非正規雇用の増加は、若者の貧困を深刻化させています。そして、若者の貧困は、次世代の家族形成の基盤を脆弱にし、子育てを不安定化させます。一般的に若者には出身家族からの有形無形の贈与や応援があり、それが次の生活の基盤の形成を助

けますが、親世代の貧困と格差はこの点の不平等を招きます。

3 社会問題としての貧困の一側面であること この点を忘れると、世代的再生産は「親の不十分な子育て」「劣った家族」の問題として議論されがちです。こうした個人主義的な問題の理解は対策を狭くし、貧困自体を見えなくさせてしまいます。そもそも貧困があるので、その世代的再生産が起こるのです。貧困と不平等を緩和する政策のうえに、世代的再生産への対応を構想すべきです。

4 子どもの「いま」の苦しさを忘れないこと 貧困の世代的再生産を断ち切ることを目的とした介入と子ども支援は、子どもの将来に焦点があります。ただ、子どもは将来の準備をする存在である前に、「いま」を生きる主体です。このあたりまえのことを、心に留めたいと思います。

将来だけでなく、
子どもたちの「いま」の
しあわせつくる！

● 参考文献

松本伊智朗「子ども・若者の貧困」『社会福祉事典』丸善出版、2014年

松本伊智朗●北海道大学

ステップ1 Q の答え 「すべて」

児童福祉法・児童虐待防止法と 子どもの権利条約

法律は市民意識によって生まれ、市民意識をつくる

人は誰でも貧困から抜け出す権利をもち、子どもは誰でも貧困に陥ることなく成長発達する権利、成長発達を支援してもらう権利をもっています（日本国憲法 25、26、27 条、子どもの権利条約）。これは文明諸国の市民社会の核心的部分ともいえるもので、市民意識が強化されることによって法律が生まれ、法律が生まれることによって市民意識が強化され、さらなる改正を可能にする、という関係にあります。法律は市民意識がつくるものですから、結局、子どもの権利をうたった法律が国会で成立するかどうかということになります。

子どもの貧困防止について言えば、長いあいだの恩恵的福祉観（偏見）の影響から「子どもの貧困の実態があったとしても、それは基本的には家族の自己責任であって、国や政治の責任ではない」として、法律制定について国会議員の賛同を得られずにきました。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、国会において比較的短期間の審議で、2013 年に成立したわけですが、これは、子どもの貧困の実態が多く国民に認識されるところとなり、特に子どもの教育、福祉を受ける権利、ひいては生存権が侵害されていることが実感されるようになったことによるといえるでしょう。そして、当事者である遺児やひとり親世帯の子どもたち、定時制高校生たちが声をあげたこと、ボランティアによる低所得世帯の子どもたちへの学習支援が各地で急速に展開されたこと等の力が国会を動かしたことによるものです。

児童福祉法と児童虐待防止法の沿革

ところで、子どもの福祉に関する基本的な法律としては、1947（昭和 22）

年制定の児童福祉法がありました。これは、新憲法下の児童を守る当時としては画期的な意義をもったもので、子どもは愛護する対象であり、国と保護者とは共同して育成する責任を有するとし、かつ、この理念は他の子どもの関係の法律にも貫かれなければならないとまで重視していたものでした（同法総則第1、3条）。また、1951年には、法律ではありませんが、政府と社会が一体となって子どもを守ろうという児童憲章が制定され、「児童は人として尊ばれる」との理念をうたい上げたのも重要です。

その後1990年代に入って家族と子どもにとっての大きな危機として子どもの虐待問題が顕著となるなかで、1997年には、児童福祉法において親子の法的関係を明らかにするよう改正すべきでないか、と提言されました。しかし、時の政府は法律改正の必要を認めず、従来からの児童福祉法の活用で足りるという姿勢を保持しました。

その結果、2000年に議員有志による「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されたのです。制定の際に「子どもの権利を守る」との目的を入れることについては時期尚早とされ、4年後の2004年の改正でようやく実現しました。なお、2003年には、児童買春・児童ポルノを処罰する法律が制定され、「子どもを守る」ことが目的に掲げられました。これらの改正によって、子ども虐待に対する社会の積極的な姿勢は進みました。

しかしながら、家庭についての法律が、児童福祉法と児童虐待防止法に二分され、かつ複雑にからみ合うなかで、改めて、児童福祉法の総則のなかに子どもの権利を明記すべきとの声が高まり、このたび2016年の児童福祉法の改正に盛り込まれたのです。

特に重要な改正児童虐待防止法と、改正児童福祉法の第1条を記します。

●児童虐待の防止等に関する法律／2004年改正

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ（略）児童虐待の防止等に関す

る施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

●児童福祉法／2016年改正

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

子どもの権利をめぐる評価

ところで、国民が行政（国・自治体）に一定の施策を実施するよう権利として求めるには、法律（またはその委任した政令、省令）などに明記される必要があります。このような視点からすると、旧児童福祉法の総則「愛護する」は、国の施策の方向づけとして当時としては大切な規定だったと位置づけることになるでしょう。2000年制定の児童虐待防止法も同様です。

2004年の児童虐待防止法改正で、子どもへの虐待が権利侵害と明記されたことは重要ですが、具体的な権利——例えば、シェルターへの避難を子どもから求める権利までは明記していません。

次いで、2013年制定の子どもの貧困対策の推進に関する法律ですが、一定の理念（貧困の世代間連鎖の克服）はうたったものの、具体的な施策の実施を権利として求め得るものではありませんでした。政府に大きなプログラム規定（「大綱」）の作成を義務づけたもので、しかも実際作成された大綱の内容も、十分具体的なものとはいえません。

しかし、プログラム規定にとどまったからと言って、決して無意味なものではなく、市民意識のさらなる前進と法律の充実が期待されているのではないのでしょうか（本書の他のページも参照してください）。

国連子どもの権利条約

各国の取り組みについて国連文書や条約が果たしてきた役割は大きく、

1989年には、子どもの権利条約が採択されましたが、そのなかの生存と成長発達に関する第6条、身体的・心理的・精神的・道徳的及び社会的発達のための十分な生活水準に関する27条などが貧困との関係で重要です。

● 児童の権利に関する条約

第6条 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第27条 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。

2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。

また、2007年には、国連総会において、子どもの貧困に関する定義が示されました。ユニセフによる内容紹介は次のとおりです。

国連総会は、子どもたちが経験する貧困の特殊さにかんがみ、‘子どもの貧困’とは単にお金がないというだけでなく、国連子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定と考えられる、との認識を示した。

この新しい定義によれば、‘子どもの貧困’の測定は、一般的な貧困のアセスメント（しばしば所得水準が中心となる）といっしょにすることはできない。なぜなら栄養、飲料水、衛生施設、住居、教育、情報などの基本的な社会サービスを利用できるかどうかも考慮に入れる必要があるからだ。

（2007年、国連総会決議）

これは、貧困の内容を絶えず総合的に把握すべきことを示唆しているのではないのでしょうか。また、改正児童福祉法第1条の冒頭に「権利条約の趣旨にのっとり」とあるのも、これまで日本の行政と司法が子どもの権利条約を軽視している、と批判されてきたことに照らして重要です。

平湯真人 ● 弁護士

STEP
2

私たちの社会は、 どんな社会？

「貧困率」を手がかりに
考えてみましょう。

Q 日本の子どもの貧困の割合（貧困率）は、どのくらいでしょう？
厚生労働省「平成25年版 国民生活基礎調査」による

次から選んでください

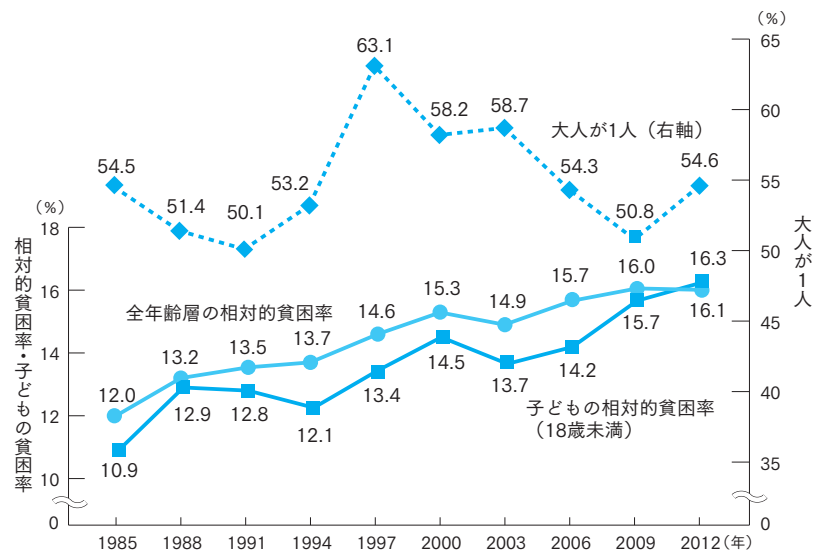
- A およそ ① 6人に1人
② 10人に1人
③ 100人に1人

➡ p.30

子どもの貧困率が上がり続けている国

子どもたちの6人に1人、320万人以上が貧困

図表1 ● 子どもの貧困率とひとり親世帯の貧困率（相対的貧困率）



注：子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満で、子どもがいる世帯）のうち、大人が1人の世帯。事実上ひとり親世帯のことを指す。

出所：厚生労働省『平成25年 国民生活基礎調査の概況』

2014年7月、厚生労働省は、2009年に初めて発表して以降3回目となる貧困率の発表をしました。それによると、2012年の子どもの相対的貧困率は16.3%でした（図表1）。これは、17歳以下の子どものうち、貧困世帯で暮らす子どもの割合で、およそ6人に1人、40人の学級であれば6～7人、日本全国では320万人以上の子どもが貧困状態にあるということです。

子どもの貧困率は、記録のある1985年以降、徐々に増え続けていましたが、初めて全年齢層より高くなりました。2006年時点から見ても、2.1ポイントと増加が急激で、改めて子どもの貧困問題への社会的な関心が高まりました。

ひとり親家庭の貧困率54.6%は世界のトップクラス

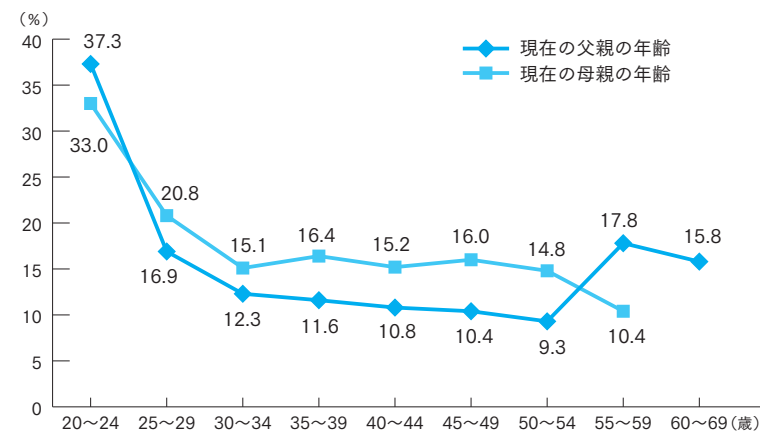
図表1では、「大人が一人の世帯員」の貧困率は、54.6%となっています。これは、事実上ひとり親世帯の貧困率と見なすことができます。OECDによる国際比較調査でも、日本のひとり親家庭の貧困率は最も高い数値です。

一方、日本のひとり親世帯の就労率は、世界的に見ても高く、母子世帯80.5%、父子世帯91.3%です。が、それぞれ年間平均就労収入は181万円、360万円（厚生労働省「平成23年度 全国母子世帯調査」）で、一般世帯の給与所得、女性269万円、男性507万円（厚生労働省「平成26年労働力調査」「平成22年分民間給与実態統計調査」）に比して約70%と低くなっています。

若い子育て世帯の貧困率が高い

子どもの貧困率が高いということは、子どもを育てている若い世帯の貧困率が高いということです。図表2で明らかのように、父親と母親の年齢別の貧困率を見ると、特に20代前半で、貧困率が高くなっています。

図表2 ● 父親・母親の年齢別子どもの貧困率（2012年）



出所：阿部彩「貧困統計ホームページ」より

<http://www.hinkonstat.net/> 子どもの貧困-1-子どもの貧困率の動向/

貧困率とはなにか

貧困率とは

貧困率とは、ある社会や国の人口全体のなかで、貧困と定義される人口が占める比率のことです。

一般的には所得を指標とし、ある所得水準を「貧困線」と設定し、それに満たない所得の人口の比率を貧困率としています。

現在、OECD（経済協力開発機構）やユニセフなどの国際機関で使用され、日本政府（厚生労働省）の統計にも採用されている貧困率は、「相対的貧困率」と呼ばれているもので、所得分布の中央値の50%を貧困線としています。

本書で使用されている貧困率も、この相対的貧困率をさしています。

相対的貧困率と貧困線

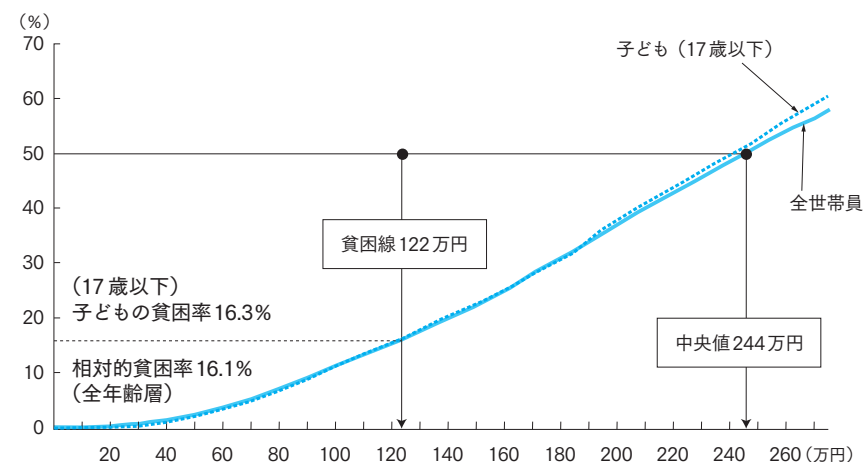
実際の生計は「世帯」を単位としていとなまれ、使用する統計上の所得も、1年間の「世帯所得」で把握されるので、世帯の「可処分所得」を世帯人員数で調整して、世帯規模による生活水準の差を平準化する調整を行います。世帯人数の調整には、世帯人数の平方根で割る方法が一般的です。この調整後の数値を「等価可処分所得」と呼びます。

厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査の概況」（2012年調査）では、個人の1年間の等価可処分所得122万円を貧困線としています（図表1）。相対的貧困率は、この所得未満で生活する全年齢の個人の割合を表します。

わかりやすく考えるために、これを世帯人員数で調整すると、2人世帯で約172万円、3人世帯で約211万円、4人世帯で約244万円が貧困線となります。これらは、年間の可処分所得の金額となるので、例えば、4人世帯の月額所得としては、約20万円（手取り金額）となります。

多くの子どもには所得がありませんが、属する世帯の所得をもとに、子ど

図表1 ● 等価可処分所得金額別にみた世帯員数の累積度数分布



出所：厚生労働省「平成25年版 国民生活基礎調査」より、補足して作成

もの貧困率を計算しています。子どもの貧困率は、貧困線未満の世帯で暮らす子どもの全子ども数に対する割合となります。

国民生活基礎調査

国勢調査などと同様に、統計法に基づく基幹統計。保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする統計調査。厚生労働省が1986（昭和61）年から毎年実施。

貧困率は、3年おきに実施される大規模調査年のみ集計。2013（平成25）年度の貧困率算出のデータとなる所得票については、約3万6000世帯に調査票を配布し、回答のあった2万7000世帯のデータを集計して算出。

貧困率について、調査年より1年前の表記がされているのは、所得関係の項目は調査時点の前年1年間が対象なため。次回、貧困率の公表予定は2017（平成29）年予定。

参考：厚生労働省「国民生活基礎調査」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>
厚生労働省「国民生活基礎調査に関するQ&A（よくあるご質問）」

貧困線にはいくつかの設定方法がある

ところで、この貧困線の設定と貧困率の測定方法は、学術的にはたいへん論争的なことから、貧困研究の大テーマです。貧困を測定可能な形でどのように定義するか、貧困線をどの水準で設定すべきか、使用すべき指標はなにか、実際に使用可能なデータはあるのか——研究者の悩みの種です。

所得を指標とした貧困線の設定に限っても、いくつかの考え方があります。例えば、守られるべき最低限の生活を設定して必要な生活費（最低生活費）を貧困線とする方法、その国の社会保障制度の最低限保障の水準（日本であれば生活保護基準）を貧困線とする方法などです。

しかし、どの方法にも一長一短があります。例えば、最低生活費を貧困線とする方法は直接的でわかりやすいのですが、基準になる生活像の設定が難しいです。生活保護基準を用いると社会保障制度の効果測定に有効ですが、保護基準が切り下げられると（社会福祉が後退すると）貧困率が低下するという矛盾が生じます。また、いずれも、生活習慣や制度の違いから国際比較が困難です。したがって、「唯一正しい貧困線」を設定するのではなく、それぞれの貧困線の特徴を生かして貧困について考えていくことが大切です。そのなかでも相対的貧困率は、多くの国で共通して設定可能で国際比較がしやすい、重要な測定方法なのです。

「相対的貧困」と「相対的貧困率」

混乱しがちですが、ここで「貧困線」として用いられる「所得分布の中央値の50%」という値は、その所得水準がその社会で生活していくための「必要」を満たすかどうかということを、直接、反映していません。ですから、ここで解説している「相対的貧困率」は、前述した「相対的貧困」の比率を直接的に示すものではありません。

「相対的貧困」という概念は、必要栄養量の欠如を基礎にして貧困を定義す

る「絶対的貧困」という考え方に対して、社会の一員として社会生活を送ることができる水準を基礎にして貧困を定義する考え方です。その考え方に立ったうえで、各国・その社会で実際に使用可能なデータを用いて貧困を量的に把握するための「ものさし」のひとつが「所得分布の中央値の50%」です。

貧困率でわからないこと／わかること

人間にとって貧困は、ゆとりのなさ、可能性の制限、孤立、健康の悪化といった「質的」なものとして経験されます。貧困測定は、本来「質的」な側面をもつ貧困を「量」におき換えて集散的に理解する作業ですから、いくつかのことが捨象されます。例えば、相対的貧困率の場合、ある一時点の所得で計測しているので、貧困状態におかれた時間の長さを示していません。貯蓄・資産や負債を考慮していません。健康状態や社会とのつながりなどもわかりません。つまり、個々人の直面する不利や困難の姿を具体的に示してはいないのです。しかし、貧困率の測定は、以下の点などで非常に有効です。

- ①時系列的な傾向がわかる。
- ②国際比較ができる。
- ③社会的属性（年齢や性別、家族類型、学歴等々）ごとの貧困リスクが把握され政策対象が明確になる。
- ④政策の貧困削減効果がわかり政策形成に役立つ（例えば、ステップ2-4の図表1・2などはよい例です）。
- ⑤「量」で示されることにより、社会的な関心が高まり議論が活性化する。

貧困率の測定は、社会の状態を把握し、社会で問題を共有し、政策のあり方を考えるための、不可欠な作業なのです。

●注

- 1 貧困率・貧困測定については、阿部彩さん（首都大学東京）が開設している「貧困統計ホームページ」に多くの情報と解説があり、参考になります。

松本伊智朗●北海道大学

3

貧困のなかの貧困が多い

相対的所得ギャップが大きい

図表1は、各国を相対的所得ギャップの小さいに並べた表です。また同時に、各国の子どもの貧困率も示しています。

相対的所得ギャップとは、いちばん所得の低い世帯の子どもたちと、標準的な世帯の子どもたちの所得の格差のことです。17歳以下の子どもを持つ世帯の可処分所得をもとに、分布の中央値にあたる子どもの世帯所得と、下から10%にあたる子どもの世帯所得とを比較しています。「2つの所得のギャップは、中央値に対する割合として表され、最貧困層の子どもたちがどの程度取り残されてしまっているかを示すもの」です。

日本の相対的所得ギャップは、60%を超え、41か国中8番目の大きさでした。相対的所得ギャップは、中央値からどれだけかけ離れているかを表すため、下から10%にあたる子どもの世帯所得は、中央値にあたる子どもの世帯所得の約40%ということになります。

相対的所得ギャップは「貧困の深さ」ともいわれ、相対的所得ギャップが大きいほど、社会の貧困状態が深刻であると考えられます。

また、日本の相対的貧困率は、41か国中14番目の高さです。相対的所得ギャップと貧困率のあいだには、密接な関係があると考えられます。図表1でわかるように、「所得ギャップが大きい国ほど貧困率が高くなり、所得ギャップの小さい国では貧困率も低くなる傾向」があります。

● 文献

ユニセフ・イノチェンティ研究所「イノチェンティ レポートカード13 子どもたちのための公平性：先進諸国における子どもたちの幸福度の格差に関する順位表」2016年

図表1 ● 「相対的所得ギャップ」と子どもの相対的貧困率の国際比較

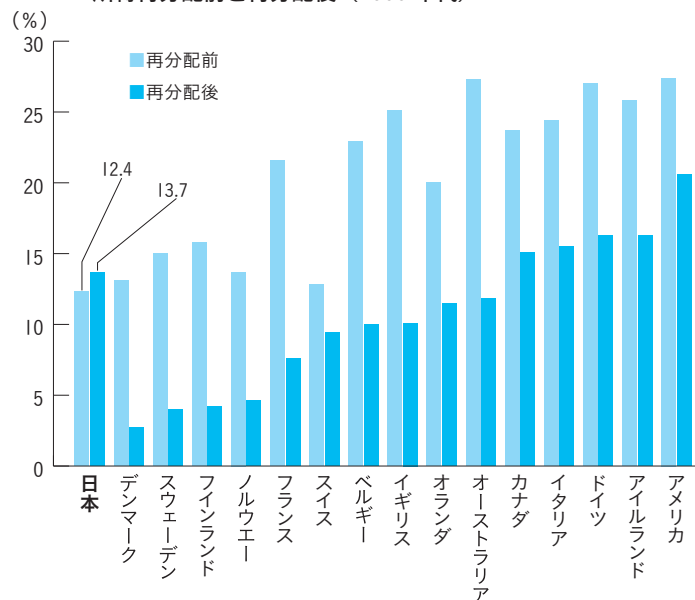
順位	国名	相対的所得ギャップ	子どもの貧困率（中央値の50%）
1	ノルウェー	37.00	4.5
2	アイスランド	37.76	6.4
3	フィンランド	38.34	3.7
4	デンマーク	39.54	4.8
5	チェコ	39.62	6.3
6	スイス	39.64	7
7	英国	39.94	9.3
8	オランダ	40.64	5.7
9	ルクセンブルク	41.21	13
10	アイルランド	41.49	6.9
11	オーストリア	41.87	9.6
12	ドイツ	43.11	7.2
13	フランス	43.95	9
14	オーストラリア	44.75	9.3
15	韓国	45.74	8
16	スウェーデン	46.23	9.1
17	ニュージーランド	46.52	11
18	キプロス	47.19	9.1
19	スロベニア	47.29	8.3
20	マルタ	48.21	14.5
21	ハンガリー	48.34	15
22	ベルギー	48.41	10.1
23	ポーランド	51.76	14.5
24	カナダ	53.19	16.9
25	スロバキア	54.21	13.7
26	クロアチア	54.59	14.8
27	リトアニア	54.81	17.8
28	エストニア	55.55	12.4
29	トルコ	57.07	22.8
30	米国	58.85	20
31	チリ	59.03	26.3
32	ラトビア	59.66	16.3
33	ポルトガル	60.17	17.4
34	日本	60.21	15.8
35	イタリア	60.64	17.7
36	スペイン	62.62	20.2
37	イスラエル	64.58	27.5
38	ギリシャ	64.69	22.3
39	メキシコ	65.00	24.6
40	ブルガリア	67.01	23.1
41	ルーマニア	67.08	24.3

注：日本の資料は、厚生労働省「国民生活基礎調査」（2013年）による
出所：ユニセフ・イノチェンティ研究所「イノチェンティ レポートカード13 子どもたちのための公平性：先進諸国における子どもたちの幸福度の格差に関する順位表」2016年

貧困対策の政策効果が弱い

所得再分配機能が弱い

図表1 ● OECD 諸国 16 か国における子どもの貧困率：
所得再分配前と再分配後（2000 年代）

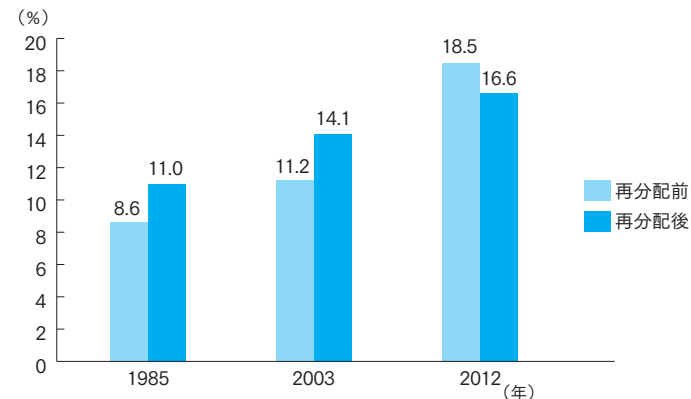


注：数字は2000年代半ばのもの
出所：OECD (2008) *Growing Unequal? : Income Distribution and Poverty in OECD Countries*
のデータより山野良一が計算・作成
初出『子どもの貧困を押しつける国・日本』光文社新書、2014年

図表1は、OECD 諸国における所得再分配前と再分配後の子どもの貧困率を表したものです。就労収入や資産などで得られる再分配前の所得による貧困率と、そこから税金や社会保険料を引き児童手当や年金などの社会保障給付を加えた再分配後の貧困率の比較となっています。

この時点では、日本は、OECD 諸国のなかで唯一、再分配後の貧困率が

図表2 ● 子ども（20 歳未満）の貧困率：再分配前後



注：再分配の逆機能は2006年が最後だが、長期で見ると、再分配前の貧困率が10%も上昇
出所：阿部彰「貧困率の長期的動向：国民生活基礎調査1985～2012を用いて」厚生労働科学
研究費補助金（政策科学総合研究事業〈政策科学推進研究事業〉）
「子どもの貧困の実態と指標の構築に関する研究 平成26年総括報告書」2015年

再分配前より高くなっていました。再分配前の貧困率は、日本よりもっと高い国がほかにもありますが、再分配後の削減効果も高くなっています。

図表2からわかるように、日本でもすでに所得再分配の「逆転」現象は解消されています。が、1985年からみると、再分配前の子どもの貧困率は10%も高くなっています。再分配機能がはたらいても、再分配後の貧困率でも、5%以上も高くなっているのです。日本の貧困削減政策の効果は、たいへん弱いと言わざるをえません。

所得再分配

社会保障制度の重要な機能のひとつ。社会のなかの容認しがたい格差や不平等を是正するために、政府が税金や社会保険料などによって、高所得者から低所得者へ所得を移すこと。所得再分配前の貧困率から分配後の貧困率への削減状態が、政府による貧困対策の効果を表します。

子どもの貧困率に関わる用語説明

可処分所得

所得（給与収入など）から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いた金額。所得は、いわゆる「税込み」で、可処分所得は、「手取り収入」にあたります。その世帯が、1年間に自由に使える金額のことです。

等価可処分所得

可処分所得を世帯員の人数で調整したもの。世帯人員が増えると、生活に必要な住居費などの共用費が割安となるとの考えによります。世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整します。

大人・子ども

大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、「現役世帯」とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいいます。

子どもがいる現役世帯

現役世帯は、世帯主が18歳以上65歳未満の世帯。子どもがいる現役世帯は、「大人が1人の世帯」と「大人が2人以上の世帯」に分類されます。

大人が1人の世帯

現役世帯のうち、大人が1人で、17歳以下の子どもがいる世帯。「大人」は親以外の場合もあり、「祖父(母)と子ども」「18歳以上の兄姉と子ども」といった世帯なども含みますが、實際上、ひとり親世帯と見なすことができます。

大人が2人以上の世帯

現役世帯のうち、大人が2人以上いて、17歳以下の子どもがいる世帯。これには祖父母が養育するケースなども含まれますが、事実上、ふたり親世帯（両親世帯）と見なすことができます。

所得の中央値

等価可処分所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分したときの境界値。例えば、101人で考えた場合、高いほうからも低いほうからもまん中の51番目の人の所得金額。平均値では見えなくなる所得の分布状況を表すために用いられます。

厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査の概況」をもとに補足して説明
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/>